

地本房一	0744-33-0110
上松良有	
竹川 勝	
塚本忠平	
富澤繁一	
中井 勲	

奈良県橿原警察署の管轄区域(20名)		
氏名	連絡先	
秋山利一	橿原市四条町618番地の1	
今中一宏	奈良県橿原警察署交通課	
川端 博	0744-23-0110	
久保直子		
黒川慎二		
迫出照章		
下田裕彦		
西岡歌子		
西川元嗣		
森木貞代子		
森田千代子		
喜多三朗		
湯池 康治		
窪田忠雄		
窪田 隆治		
嶋本聖子		
松井正文		

奈良県高田警察署の管轄区域(25名)		
氏名	連絡先	
奥本武司	大和高田市神楽3丁目1番9号	
鹿嶋 章	奈良県高田警察署交通第一課	
嶋田陽弘	0745-22-0110	
竹田茂都美		
中江嘉昭		
村上博嗣		
下村佳史		
高井敬仁		
高堤 和男		
平越 和彦		
平福 基雄		
山崎 勝久		
植田佳男		
奥田安裕		
奥加藤 修		
加藤 修		
杉阿松		
高松 住江		

上田市 夫	
面谷宗良	
木村吉成	
中川 収一	
米田 誠一	

奈良県御所警察署の管轄区域(7名)		
氏名	連絡先	
杉村 雅史	御所市1573番地	
鈴木順三	奈良県御所警察署交通課	
竹村 桂子	0745-63-0110	
辻井康人		
西川直道		
古川 優子		
松田 江美子		

奈良県五條警察署の管轄区域(7名)		
氏名	連絡先	
上本 鉄也	五條市今井4丁目4番50号	
亀田 誠一	奈良県五條警察署交通課	
柴田 知啓	0747-23-0110	
高岡 聡		
中迫 ひろ美		
福井 正三		
森本 恵美子		

奈良県吉野警察署の管轄区域(7名)		
氏名	連絡先	
北谷 源彦	吉野郡吉野町大字橋屋185番地の1	
辻本昇一	奈良県吉野警察署交通課	
丸谷昭治	0746-32-0110	
村田 淑市		
中 福 寛文		
福嶋 辨造		
松本 全代		

奈良県中吉野警察署の管轄区域(7名)		
氏名	連絡先	
梶嶋 節子	吉野郡大淀町大字下淵389番地の1	
倉谷正英	奈良県中吉野警察署交通課	
米田武男	0747-53-0110	
大津 猛		
西浦 進		
徳田 初		
前 田 敏明		

奈良県十津川警察署の管轄区域(5名)		
氏名	連絡先	
今西 孝義	吉野郡十津川村大字小原225番地の1	
岩崎 まさ久	奈良県十津川警察署交通係	
小西 登美子	0746-63-0110	
二村 昌純		
森 建五		

監査委員公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第1項の規定により、平成17年度包括的総監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成19年4月27日

- 奈良県監査委員 谷川 正嗣
- 奈良県監査委員 南田 昭典
- 奈良県監査委員 井岡 正徳
- 奈良県監査委員 山本 保幸

監査の特定事件(テーマ)

未収金の財務事務について

平成17年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

所属 知事部局及び教育委員会事務局

《全般的な項目》

項目	監査結果	措置内容
(1) 未収金のうち実質的に回収不能な額について	<p>監査対象とした平成16年度末の未収金を、監査人の判断によりAからEに分類した。</p> <p>「A債務者が免責決定を受けているもの、および、消滅時効の期限が到来しているもの」、B債務者の居所不明などにより債権の回収が実質上困難なものの「は努力を行っても回収できるとは考えにくい債権であり、A、Bはほぼ全額が回収不能と考えられる。また、「C平成13年度以前に債権の全部もしくは一部が発生しており、かつ平成14年度以降回収がない債務者に対するもの」は最近3年間回収実績がないものであり、個々の事情はあるものの今後も回収が困難と思われるものが含まれている。</p> <p>A・Bは全額、Cは50%が回収不能と仮定すると、合計で約7億6千万円が回収不能額と推計される。このような債権分類、少なくともAからCに掲げる債権に係る情報については毎年度公表するなど実質的な債権の状態を明らかにする必要がある。</p>	<p>各債権毎に作成した取扱要領等の着実な実施により、適切な債権管理と回収可能性の精査を行い、決算報告における未収金の額が実質的な債権の状況を表すよう、回収が不可能なものについて不納欠損処理を行っていく。</p>
(2) 不納欠損処理について	<p>実質的に回収が不可能と考えられるAに該当する債権は、回収可能性を十分精査したうえで不納欠損処理を行う必要があると考える。なお、私法上の債権については、消滅時効の期限が到来していても債務者から時効の援用がなければ議会の議決が必要である。</p>	
(3) 延滞金の徴収取扱いの明確化		<p>延滞金については、各債権毎に債務者の状況が個別に判断し、条例等に基づきやむを得ない事由があると思われる場合は、減免する。</p>

税以外の収入に係る各未収金については、それぞれの関係法令もしくは私法上の契約条項により、延滞金を徴収しなければならないが、監査対象とした未収金のなかで大部分が徴収されていないことが判明した。延滞金を徴収しなければ、期限内に支払った債務者との公平性を欠くこととなる。また、延滞金を徴収しないことで、期限内の支払いに対する義務感が薄れ、滞納を発生させる原因とも考えられるため、法令に従い延滞金は徴収しなければならないことになる。

政策目的から延滞金を徴収しないという方針を探る収入金が存在するのであれば、その方針を明確かつ透明にするため、条例改正を行うなど、延滞金を徴収しない収入金を明確にする必要がある。

平成17年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

所属 知事部局及び教育委員会事務局

《個別項目》

課名 (債権名)	項目	監査結果	措置内容
【知事部局】 障害福祉課 (心身障害者扶 養共済掛金収 入)	① 条例に反して 取り扱っている加 入者の対策ならび に処分を検討す べき	心身障害者扶養共済制度条例第19条によれば、2か月間滞納すれば加入 者地位を失うことになるが、障害福祉課では積極的には強制脱退手続はせ ず、その後も保険料を前払いし続けるのが実情である。滞納したからとい つて、一律に脱退させることは事業の趣旨からみて不合理であるというのが理 由である。 しかし、条例で期限が定められている以上それに従わなければならない し、また、納期限内に支払っている者とそうでない者と同じ加入者としてお くのは不公平である。平成16年度末の奈良県の現状でみると、全加入者721 人のうち10人は条例に反して加入者として取り扱われているため、保険料の 経済的な負担支援などの対策も十分考慮したうえで、その処分を検討すべ きである。	心身障害者扶養共済に加入していたが未収の あるものについて整理を行い、保険料徴収、脱退等 の措置をとった。
	② 時効期限が満 了した債権を処分 すべき	平成16年度末の未収金残高は11,716千円(149人)であるが、このうち、障 害福祉課では脱退者の未収金8,747千円(138人)については督促を行わず、 現況把握も行っていない。脱退者の多くは掛金の値上げに反発があったた め、督促を行えるような状況にないためである。さらに、未収金のうち2,922千 円は10年の時効が満了しており、滞納者も高齢化し、回収は困難な状況で あるため不納欠損処分を行うべきである。また、残りの5,825千円について も、まず催促を行ったうえで、年度末においてもなお未収金として残る場合に は回収可能性を検討したうえで、強制徴収の処置を検討すべきである。それ でも回収が困難な場合は、回収にかかる負担を勘案して徴収停止も検討す べきである。	心身障害者扶養共済からの脱退者で未収のある ものについて、所在等調査を行い、所在の確認され たものについて催告書を送付した。 引き続き納付交渉を進めるとともに、債権の回収 可能性を精査し、回収が不可能なものについては、 不納欠損処分を行う。

課名 (債権名)	項目	監査結果	措置内容
<p>こども家庭課 (母子・寡婦福祉 資金貸付金 元利収入)</p>	<p>① 回収が実質上 不可能な貸付金 の処分について</p>	<p>母子寡婦福祉資金貸付金は他の債権と比べると収入率が低くなっている (ただし、平成15年度の全国平均値35.5%と比べると奈良県は50.0%と高 い)、貸付台帳を査閲したところ、以下のように回収が実質上不可能になっ ているものが発見された。 A. 債務者の自己破産が裁判所の決定により確定し、県への配当が無く、連 帯保証人は既に行方不明となっているもの(事業開始・継続資金) B. 債務者が死亡し、連帯保証人は生活保護受給者となっているもの(事業 開始・継続資金) C. 債務者が行方不明のため、連帯保証人に徴収指導を行い徴収していけ ないが、償還途中で転居し、その後は照会により判明した住所に催告状を送付し ているもの(修学資金) 上記の債務者については、債権の一部が、当初の納期限から10年以上経 過しているものも含まれており、かなり以前の債権の回収が延滞している。こ のことも踏まえ、「債務者の居所不明などにより債権の回収が実質上不可能 なもの15,645千円について精査した上で、前記のAに該当するような事例は 不納欠損処理を行うべきであり、B、Cなどそれ以外のものについては強制徴 収の処置を視野に入れて回収努力を行うべきである。</p>	<p>行方不明等個々の債権の回収可能性を精査し、 回収不可能なものについては、不納欠損処分を行 う。それ以外のものについては、支払督促の実施等 回収努力を強化する。</p>
<p>医務課 (看護師等修学 資金)</p>	<p>① 延滞金の徴収 について</p>	<p>奈良県看護師等修学資金貸与条例第11条によれば、修学資金を返還す べき日までにこれを返還しなかったときは、延滞金を收受しなければならぬ ものとされている。しかしながら、収入済となったものを含めて延滞金の徴収 は全く行われていなかった。期限内に返還した者との公平性を確保するため にも、条例にしたがって延滞金を徴収する必要がある。 なお、延滞金を徴収するか否かについて十分に検討したうえで、延滞金を 徴収しないように条例改正を行うことも検討の余地がある。</p>	<p>延滞金については、条例及び債権管理マニュアル の定めにより、債務者の状況を個別に判断し、期 日までに返還しなかったことについて、やむを得な い事由があると認める場合は、減免する。</p>
<p>② 債権回収手続 を強化する必要 がある</p>	<p>未納者に対する督促は年1回の督促状送付のみであり、電話や訪問によ る督促は行っておらず、また、転居により督促状が返戻された場合に転出先 の調査も行っていない。この結果、所在不明となり督促状が返戻され、実質 的に債権回収不能となっているものも存在する。未納者に対しては常時連 絡をとっておくことが重要であり、納付書の送付回数を増やすほか、金額の 大きい案件等については電話や訪問による督促も併せて行う必要がある。 場合によっては、少額でも毎月納付させるなどの返還方法を提案するとと も、文書もしくは口頭により返済の意思を確認しておくことも有効である と考 える。 また、保証人に対する督促も平成15年度に2回行ったとのことであるが、そ の後に行われていない。本人に連絡が取れない場合や資力がいない場合に ついては、定期的に保証人に督促を行わなければならない。</p>	<p>未納者に対する督促の努力を強化することとし、 県内滞納者全員及び近隣の県外滞納者への家庭 訪問を行った。また、転居先不明の場合は調査を 実施し、改めて文書督促や家庭訪問を行うとと も、納付指導に応じない債務者については、保証 人に支払を求めた。</p>	

課名 (債権名)	項目	監査結果	措置内容
医務課 (看護師等修学 資金)	③ 管理台帳等の 整理について	返還未納者の管理について、個人別の「収入金収納未済額者台帳」を查看了ところ、総貸付額や年度別の調定金額の記載欄がなく、貸付金額に対する調定額、収入額が把握しにくい管理台帳となっていた。管理台帳は容易に現状が把握できる形で記帳しておく必要があり、また、未納者全体の貸付額・調定額・収納額等の状況を一覧把握できる管理表も別途作成することが望ましい。 なお、平成16年度に発生した新規未納者が管理台帳に登録されておらず、各種届け出の内容も適時に入力されていなかった。適時に入力しないことで入力漏れが発生する危険性もあり、届け出未提出者の早期把握も不可能となる。台帳やシステムの保持するデータは常に事実と一致させておく必要がある。 滞納者全員の調定状況を調査したところ、平成15年度以前において1,998千円(7名)の調定漏れが発見された。納期限の到来ごとに正確に調定しなければならぬ。	総貸付額や年度別の調定金額がわかるよう台帳を整理し、全体の状況が把握できる管理表を作成するとともに、データ入力は、養成所等からの届出後、適時入力を行い、未届け者への督促を行うこととした。
	④ 調定処理漏れ について	平成16年度以降、外来や月途中退院の患者の延滞も把握されているが、延滞発生の原因や債務者の状況などについては適時に把握されていない。また、従前より管理を行ってきた月末在院患者の延滞についても、年1回しか督促や催告を行っていないなど、頻度も極めて少なかった。 未収金は債務者から当然に回収すべき債権であり、延滞期間が長くなればなるほど回収は困難になる。事務量の増加、徴収コスト等を動員する必要はあるが、今後は外来患者については日次、入院患者については少なくとも月次で延滞者を把握し、督促状の送付、電話等による催告を速やかに行う必要がある。	滞納把握については、外来患者・入院患者(途中退院者)については日次、入院患者(在院者)については月次で行っている。 また、督促頻度については、年2回以上に増やし、特に高額、悪質なものについては、支払い督促等更なる回収強化措置を実施した。
医大・病院課 (附属病院使用 料、医業未収 金)	① 延滞管理の状 況	奈良病院では、外来患者にかかる未収分の追加計上を12月に、五條病院では月途中退院患者及び外来患者に係る未収分の計上を1月に行っており、1(2)月～3月において未収となったものが会計計上計上漏れとなっている。 県立病院は地方公営企業法の財務規定に従い、年度末現在の財政状況を正しく計算し、公表する必要がある。医療費請求の性格上金額が確定するのに2、3ヶ月かかるものもあるなど事務処理上の制約もあることは理解できるが、減額査定等については翌年度の経理処理とし、3月末時点で病院側が把握している範囲で未収金を計上すべきである。	奈良病院及び五條病院では、平成17年度分から未収金の計上漏れがないよう会計処理を実施している。
	② 県立病院にお ける未収金計上 (調定)のタイミン グ		
	③ 延滞金の徴収 について	附属病院使用料、医業未収金については、延滞金の徴収は全く行われていない。支払いを行っている者との公平性を確保するためにも、条例にしたがって延滞金を徴収する必要がある。 なお、延滞金を徴収するか否かについて十分に検討したうえで、延滞金を徴収しないように条例改正を行うことも検討の余地がある。	医業未収金については、最高裁判例(平成17年11月21日第二小法廷判決 平成17年(受)第721号、診療費等請求事件)により、延滞金条例の適用外となったが、支払督促においては、遅延損害賠償金の請求をしていく。

課名 (債権名)	項目	監査結果	措置内容
人権施策課 (専修学校等貸付金)	① 延滞金の徴収	<p>奈良県同和対策専修学校及び各種学校修学資金貸与条例第11条によれば、修学資金等を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは延滞金を支払わなければならないものとされているが、延滞金の徴収は行われていない。期限内に返還した者との公平性を確保するためにも、条例にしたがって延滞金を徴収する必要がある。</p> <p>ただし、「修学資金等を返還すべき日までに返還しなかったことについて、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。」と但書きがある。よって、やむを得ない理由を明確にするなど具体的な取り扱いは取り決めたうえで、今後の対処方針や方法を検討する必要がある。</p>	<p>延滞金については、条例及び債権管理マニュアルの定めにより、債務者の状況を個別に判断し、期日までに返還しなかったことについて、やむを得ない事由があると認められる場合は、減免する。</p>
金融・商業振興課 (中小企業高度化資金貸付金等)	<p>① 回収不能債権は不納欠損処理を行う必要がある</p> <p>② 債権回収を強化すべき</p>	<p>平成16年度末の貸付残高に占める滞納額の割合を見ると、中小企業高度化資金貸付金(A方式)では39%、中小企業店舗高度化資金貸付金では43%と高い数値を示している。前者は大口の貸付先が滞納となっているためである。後者は小規模小売店の設備投資意欲が衰え近年の貸付実績が急激に落ち込んでしまったことも一因であるが、時効が到来している貸付けが多数存在していることも事実である。</p> <p>各資金で既に時効が到来しているにもかかわらず債務者から援用がないため債権として残っているものもあるが、なかには清算終了している会社も多く存在しており、これらについては精査した上で不納欠損処理を行う必要がある。</p> <p>平成17年度において回収を積極的に進めている成果もあり、ここ数年回収がなかつた滞留先から、わずかながら回収ができてきている事例もある。しかしながら、①回収不能債権は不納欠損処理を行う必要がある」で記載のとおり、過去においては、ほとんど回収を行えないまま時効が到来している事例も散見される。督促状の発送を行っているもの、相手先から反応がないにもかかわらず電話をかけた後、数年内に一度しかコンタクトをとっていない貸付先も見受けられる。</p> <p>個々の先によってさまざまな事情があるものの、積極的に回収努力を行わなければならない。なお、大阪府においては、中小企業や商店街団体の設備導入を支援する高度化・近代化資金貸付金の回収業務を民間委託しており、未収金が大幅に減少した例もあるため、このような手法の導入も併せて検討すべきである。</p>	<p>債務者の直接訪問や督促状の送付、電話での督促回数を増やすとともに、連帯保証人についても、償還を指導し、その資産状況に応じて返済するよう交渉するなど回収への取組を強化している。</p>
	③ 違約金を徴収する必要はある	<p>延滞した場合は損害金として違約金(年10.75%)がかかるが、徴収されていないものが多い。個々の債権ごとに検討したうえで、違約金を徴収する必要がある。</p>	<p>債務者の業績の回復を促すために元金から優先して充当するなど、債務者の経営状況と回収可能性を精査し、違約金を徴収していく。</p>

課名 (債権名)	項目	監査結果	措置内容
金融・商業振興 課 (中小企業高度 化資金貸付金 等)	④ 個別債権につ いて A協業組合	A. 協業組合(中小企業高度化資金貸付事業) 貸付額2,000,000千円、返済期日到来額(調定額)872,908千円、回収額3,520千円、延滞額869,388千円という状況である。当組合の経営成績が極端に悪化しており、回収を進めていくには困難な状況ではあるが、今後も引き続き回収努力を行うべきである。	組合を直接訪問し、納付書・督促状を手交して請求するなど、督促を重ねるとともに経営状況の把握に努めている。経営状況は依然として厳しいため、償還は進んでいないが、今後とも回収努力を継続していく。
	④ 個別債権につ いて B協同組合	B. 協同組合(中小企業高度化資金貸付事業) 貸付額76,100千円、返済期日到来額(調定額)10,146千円、回収額3,680千円、延滞額6,466千円という状況である。当該協同組合への当初の貸付条件では毎年5,073千円の返済を行う予定であるが、現状は平成16年2月に2,480千円、平成17年2月に1,200千円のみ返済となっている。しかし、これは賦課金が少なすぎるためであり、返済予定額に対する賦課金を組合員に課すとすれば、返済条件どおりに回収できる。現状は賦課金が48千円程度しか徴収してないため、組合員から賦課金を増額させるようにして、貸付金の早期回収に努めるべきである。	組合に対して、賦課金を増額するよう指導するとともに、連帯保証人に対しても、個別にヒアリングを実施し、それぞれの資力に応じた償還交渉を進めている。
	④ 個別債権につ いて C有限会社	C. 有限会社(中小企業高度化資金貸付事業) 貸付額191,120千円(無利息)は延滞したものの平成17年7月をもって完済した。しかしながら、その回収は貸付元金だけであり、延滞に伴う違約金は未徴収となっている。延滞期間が長かつたために違約金額も多額になり、会社の経営状況も芳しくないことから、早期に徴収することは困難と考えられる。よって、早期に額を確定して、分割返済などの措置を視野に入れつつ、回収努力を行うべきである。	違約金の金額を提示して支払い交渉中であったが、債務者の破産手続開始決定がなされたことから、今後、配当によって充当するとともに、不足する部分については、連帯保証人に請求していく。
林政課 改善資金 (貸付金)	① 連帯保証人の 資格要件を明文 化すべき	平成16年度末の未収金のうち、回収が困難となっている債権が1件(平成16年度末残高は3,592千円)発見された。当該債権は会社に対する貸付金であるが、同社は平成13年度に破産しており、県を含め一般債権者には配当はなかった。そこで、連帯保証人に督促したところ、連帯保証人は全員経営陣であって、しかも同社と経営陣が経済的にほぼ一体であるため、回収が困難な状況が続いていた(平成18年3月現在、会社の清算は完了しており、連帯保証人と返済計画について協議中である)。 上記の事態を受けて、現在、林政課としては、会社で連帯保証人を複数とする貸付けの場合、経営者の他に、社外で就労している者でなければならぬとしているが、それを明文化しているものがない。よって、当該ルールを明文化する必要がある。	借受人が会社で連帯保証人を複数要する場合、経営者の他に、社外で就労している者でなければならぬ旨を徹底するため、「奈良県林業・木材産業改善資金貸付事務取扱要領」を改正し、連帯保証人の勤務先等を明記した「連帯保証人申出書」を新たに徴求することとした。

課名 (債権名)	項目	監査結果	【教育委員会事務局】 総務福利課 (高等学校授業料)	① 延滞金の徴収	② 延滞による処分の判断根拠を 明文化すべき	学校教育課 (高校・大学奨 学資金貸付金 等)	① 延滞金の徴収	奈良県地域改善対策奨学金等貸与条例第10条等に基づき、期限を過ぎても返済されない債権については10.95%の延滞金を徴収しなければならぬが、具体的な手続が決まっていなかったため、学校教育課では徴収を行っていない。また、条例に違反した者に対してペナルティを科さないのは公平性にかける。さらに、貸付総額に占める延滞額の状況は悪化する可能性がある。これに対して、延滞金の徴収は延滞者に対して心理的な牽制効果が期待でき、状況の悪化を食い止めることができると考えられる。 したがって、延滞金の徴収に関する具体的な手続を明文化し、それに基づいて実行すべきである。ただし、申請者に対して十分に説明を行うとともに、借用証書には、延滞した場合は条例に基づき延滞金を徴収する旨を明示しておくべきである。 なお、延滞金を徴収するか否かについて十分に検討したうえで、延滞金を徴収しないように条例改正を行うことも検討の余地がある。			各高校において、未納者ごとに資料を整備し、校長が個々の未納者の状況から個別に判断し、文書として残していくよう、連絡会議で徹底した。
								<p>「奨学金等の貸付金債権管理事務取扱要領(平成18年10月2日施行)を作成し、債権管理簿の作成や返還計画書・債権確認書の提出、延滞金の取扱いなど、徴収手続を定めた。</p> <p>また、平成17年度より「高校奨学金制度のお知らせ」及び「返還のてびき」において、延滞金が発生することを明記するとともに、各学校において卒業年度の12月頃に貸与生を集めて返還の指導を実施し、延滞金について周知徹底を図っている。</p>			

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共計) 送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二二二一三三ー一〇一〇

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二二二五七三三ー〇

本誌は再生紙を使用しています。